

平成26年度入学者用 2014

履修の手引



薬学部



いわき明星大学
IWAKI MEISEI UNIVERSITY

明星学苑が目指すもの

明星学苑は、建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」ことをもって社会に寄与することをその使命とします。

教 育 方 針

1. 人格接触による手塩にかける教育
2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育
3. 実践躬行の体験教育

校 訓

健康 ・ 真 面 目 ・ 努 力

本学の教育目標

全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人の育成

平成26年度入学者用 2014

履修の手引



薬学部

目次

大学での学修のスタート

1. 履修の手引 3
2. ガイダンス 3
3. 大学からの連絡方法 3
4. 質問・相談 3

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期） 4
2. 授業科目の履修 4
3. 授業時間 4
4. 出席 4
5. 休講・補講、教室変更 5
6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱い 6

授業科目の構成

1. 授業科目の区分 7
2. 授業科目の分類 7
3. 授業科目の配当学年 7

単 位

1. 単位数 8
2. 単位の認定 8

履修計画・登録

1. 年間履修登録単位数の上限 9
2. 履修登録の決まりごと 9
3. 再履修 9

試 験

1. 定期試験 10
2. 追試験 11
3. 再試験 11
4. 補充考査 12
5. レポート 12

成 績

1. 成績評価 13
2. GPA制度 13
3. 成績表・卒業合否通知 13

進級と卒業

1. 進級判定 14
2. 卒業判定 14

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講 15
2. 休学者が復学した場合の履修 15

薬学部のカリキュラム

1. 薬学部の教育目標 16
2. 薬学部の学位 16
3. 薬学部の目標達成に向けて 16
4. 薬学部薬学科の3つのポリシー 17
5. 全学共通教育科目 18
6. 卒業要件と授業科目 18

学則等諸規則

1. 学則 22
2. 大学院学則 26
3. 学位規程 29
4. 研究生規程 30
5. 研究生手続要領 30
6. 科目等履修生申込手続要領 31
7. 聴講生申込手続要領 31
8. 転部・転科に関する細則 32
9. 再入学に係わる内規 32

学校法人明星学苑 個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。

計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考えて、決めて、受講することになります。このことを「履修」といいます。

1. 履修の手引について

本書「履修の手引」は、薬学部の履修のしかたについて解説したものです。熟読して、自分で履修の計画が立てられるようにして下さい。

また、大学では単位制を採用しており、本書では、進級時や卒業時に必要な単位数・科目についても解説しています。熟読して、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいて下さい。

2. ガイダンスについて

大学では、新しい学年のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得ることのできる重要な機会ですので、必ず出席して下さい。また、年次に応じた詳しい説明などのお知らせがありますので、毎年、出席するようにして下さい。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意して下さい。

3. 大学からの連絡方法について

大学では連絡事項など必要な情報は、原則として『掲示』によって行います。少なくとも1日1回は必ず掲示板を確認する習慣をつけて下さい。

掲示した内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。特に休講・補講・試験・学生呼び出しなどの連絡事項については十分に注意して下さい。

掲示を見落としたことにより不利益を被っても、学生各自の責任となります。

4. 質問・相談について

(1) 履修関係

履修に関する質問・相談は教務グループにて行います。

○授業日 9:00～18:00（土曜日9:00～15:00）

○授業日以外 9:00～17:00（土曜日9:00～15:00）

進級や卒業要件等について、少しでも分からないことがある学生は必ず教務グループに来局し、相談して下さい。

(2) 教員に質問・相談をしたい場合

【専任教員】先生方の研究室を訪ねて下さい。

【非常勤講師】本館1階の講師控室を訪ねて下さい。

○前もって、教員の出講日、オフィスアワーを確認して下さい。

○研究室や出講日がわからない時は教務グループで確認して下さい。

(3) 学習相談センターの利用

薬学部に学習相談センターを設けており、専任教員及び上級生等の学習相談員が質問・相談に応じます。なお、詳細は掲示板にて確認して下さい。

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本学の「学年」は4月1日から翌年3月31日までの間とし、1年間の学修期間を2つの学期に区分しています。

前期 4月1日から9月21日まで

後期 9月22日から翌年3月31日まで

※薬学部4～6年生は、「9月1日」から後期授業を開始します。

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則をもとに授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修するようにして下さい。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、1年生のときから計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引「P.9 履修計画・登録」を参照して下さい。

3. 授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における1回の授業時間は90分を基準としています。但し、定期試験のときは時限・時間が異なることがありますので、十分に注意して下さい。

時 限	授 業 時 間
1	9：00～10：30
2	10：40～12：10
3	13：00～14：30
4	14：40～16：10
5	16：20～17：50
6	18：00～19：30

4. 出席について

カードリーダーが設置してある教室では、授業開始前に学生証を必ずかざして下さい。学生証を忘れた場合は、教員に申し出て下さい。

また、カードリーダーが設置されていない教室では、教員が出席の確認をします。

大学ホームページから各授業の出席状況を確認することができます。

<http://ams07web.iwakimu.ac.jp/syusseki/>（※ ユーザー ID、パスワードによるログイン）

カードリーダー設置教室は下表のとおりです。

建物名 (建物番号)	教 室 番 号						
講 義 室 (2)	AV大講義室		102	105	106		
	201	202	204	205	206	207	
	301	302	303	304	305	306	307
人 文 系 館 (3)	101	102					
	201	202	203	204			
	301	302	303	304			
人文系館別館 (3W)	301						
図 書 館 (4)	視聴覚教室						
科学技術系館 (6N)	101	103	104	106			
	201	205					
	301	302	303	304			
	401	402	405				
薬 学 部 棟 (16)	105	106	107	108			
	201	202	203	204	205	206	207
	208	209	210	212	213		

※読み取り時間帯による出欠の扱いについて

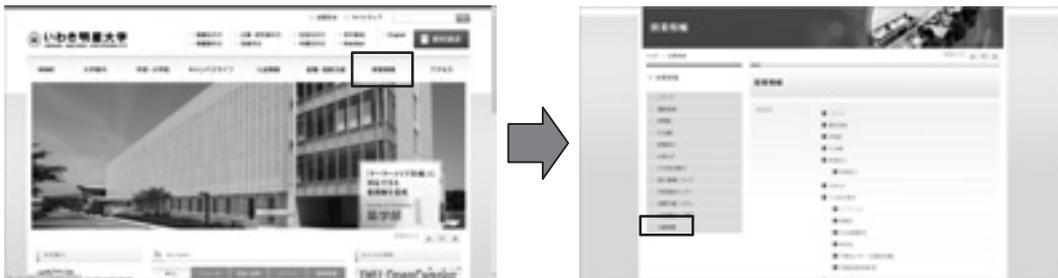
読み取り時間帯	出欠状況	
授業開始10分前から開始まで	出席	} 出席扱い
授業開始時から開始後30分まで	遅刻	
授業開始後30分以降	例外	} 欠席扱い
読み取りが無い場合	欠席	

5. 休講・補講、教室変更について

- (1) 授業担当教員から教務グループに休講・補講、教室変更の連絡が入り次第、本館1階に設置してある電子掲示板および大学ホームページにてお知らせします。
- (2) 休講情報は、大学で発行する個人ごとのメールアドレスにも配信します（登録者のみ）。携帯電話等への転送もできます。詳細は「IMUCS7利用の手引き」を参照して下さい。
- (3) 授業開始時刻後であれば、係員が直接教室へ行き、口頭で連絡します。但し、教室の黒板を使つての休講連絡はしません。
- (4) 授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が教務グループへ来て指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えて下さい。
- (5) 休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行いません。
- (6) 学生からの休講・補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。
※当日のお知らせになる場合もありますので、各自で確認して下さい。

【大学ホームページによる確認】

- (1) いわき明星大学ホームページ (<http://www.iwakimu.ac.jp/>) から**授業情報**へ進み、**休講情報**ボタンをクリックして下さい。



- (2) 以下の、**休講情報／教室変更情報**をクリックして下さい。

※携帯電話で下図のQRコードを読み込み、休講情報を確認することもできます。

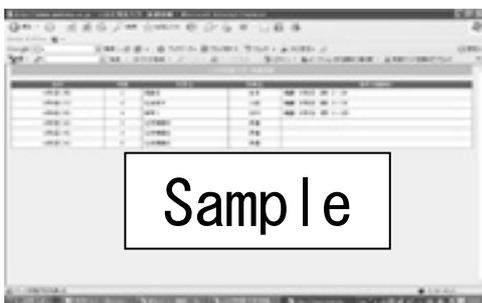


次にログイン画面にパスワードを入力し、**ログイン**をクリックします。

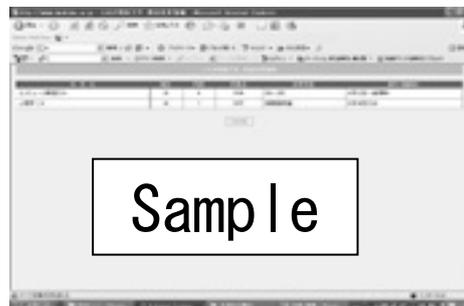
【休講、教室変更情報のパスワード（固定）】 5111

- (3) 休講情報・教室変更情報画面が表示されます。

【休講・補講情報】



【教室変更情報】



6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱いについて

公共交通機関	基準時刻	運休による授業の取扱い
○電車：東日本旅客鉄道 ○バス：新常磐交通	午前7時現在（NHKニュース）	大学ホームページにて、休講情報などの確認をして下さい。

※電話もしくは電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。

授業科目の構成

1. 授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

- 全学共通教育科目（基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目）
- 専門教育科目

また、学修期間は、以下のようになっています。

- 通年科目：1年間（30週）にわたって履修する科目
- 前期科目：前期（15週）にわたって履修する科目
- 後期科目：後期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必修科目	卒業資格を得るためには必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選択科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自由科目	卒業に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する可能性があることを承知しておいて下さい。

単 位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位を与えられる制度をいいます。

薬学部では、6年以上本学に在学して、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。
※但し、休学期間は在学年数に算入しない。

1. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のことと、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって1単位とすることを標準とします。

但し、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では1時限の授業を2時間とみなしています。

講 義 ・ 演 習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
卒業論文・卒業研究・卒業制作等の授業科目	これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位を定めることができる。

2. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

- 履修登録が確実に行われていること。
- 当該科目の授業に3分の2以上出席していること。
- 当該科目の評価が合格点（P13参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。
また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修しようとする科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、予習・復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：50単位

補足1：原則として卒業要件に含まれない資格取得のために開設された科目の単位は登録単位数の上限に含めません。

補足2：資格関連科目のうち、学科の専門科目として開設している科目の単位は卒業要件に含まれるため、登録単位数の上限に含まれます。

2. 履修登録の決まりごとについて

- 履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにして下さい。
- 履修登録をしていない科目は、単位が認められません。
- 時間割表の2ヶ所以上で開講されている科目については、どこか1ヶ所で履修して下さい。
- 一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 同一時に2科目以上を履修登録することはできません。
- 後期授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
- 前期で修得できなかった科目を削除して、後期に新たな科目を追加することはできません。
- いったん修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立てて下さい。
- 履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

3. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

- 必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
- その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
- 再履修科目と自分の学年に配当された科目の授業時間が重なる場合は、原則として、自分の学年の科目を履修して下さい。
- 再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様となります。
- 再履修クラスが設けられている科目については、再履修クラスで受講しなければなりません。

試 験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験、補充考査）を次のように分類します。

1. 定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、講義終了後に実施します。定期試験を実施する科目・時間については、掲示にてお知らせしますので、必ず確認して下さい。

定期試験の実施時間は下表のとおりです。なお、試験時間を間違えた場合は、追試験を受けることができませんので、注意して下さい。

試験時限	60分の場合	90分の場合
1	9：00～10：00	9：00～10：30
2	10：40～11：40	10：40～12：10
3	13：00～14：00	13：00～14：30
4	14：40～15：40	14：40～16：10
5	16：20～17：20	16：20～17：50
6	18：00～19：00	18：00～19：30

※チャイムは通常授業通りです。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守して下さい。

- ① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。
- ② 授業の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。
- ③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。
- ④ 受験に際しては、次のことに留意すること。
 - 試験場は授業が行われる講義室とは異なる場合があるので注意すること。
 - 受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。なお、写真および契印のない学生証は無効である。
定期試験当日に学生証を忘れた者は、キャンパスライフグループ窓口で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。
 - 答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。
記入していない答案は無効となる。
 - 特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。
 - 不正行為をした者には、次の処分が行われる。
 - i. その時点で受験を停止する。
 - ii. それ以降の期間内の受験はできない。
 - iii. 不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。
 - iv. その氏名を学内に掲示する。
 - その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

2. 追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」をいいます。但し、追試験の評価は下表のとおりです。

(1) 追試験の申込み

当該本人が、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を教務グループへ提出し、申込みを行います。審査の上、許可証を発行します。

(2) 認められる事由、必要書類、評価基準

事 由	必 要 書 類	評 価 基 準
1. 感染症*	医師の診断書	100点満点
2. 実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類	
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）	
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等	
5. 交通機関の遅延	遅延証明書	
6. 交通事故	事故証明書	
7. 裁判員裁判	公的証明書	
8. その他の公的な事由	公的証明書	
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部長押印のある理由書	90点満点

*感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。

(3) 追試験料

前掲出表の「9. その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。

追試験料は1科目につき1,000円です（変更のある場合は掲示によりお知らせします）。

また、追試験料は証紙により納めます。

3. 再試験について

再試験とは、「4年生または6年生に進級合格し、特定の条件を満たしている者を対象として、定期試験終了後に行う試験」をいいます。但し、再試験の評価は60点満点です。

なお、前期の再試験は前期開講科目を、後期の再試験は後期開講科目を対象とします。

1. 当該期限までに必要な学費を全額納入している。
2. (1) 4年生：定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。（科目数の制限なし）
(2) 6年生：定期試験等を受験し、卒業要件科目のうち3科目以内が不合格になっている。
3. 該当科目の授業の出席が、3分の2を超えている。

なお、次の者は対象外になります。

1. 健康・スポーツ演習科目、実験、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者。（原則として）
2. 追試験不合格者。（再試験と追試験は同一期間に実施するため）

(1) 再試験の申込み

定期試験終了後、再試験の該当者を掲示します。提示された期間内に教務グループに申し込みます。

(2) 再試験料

再試験料は1科目につき2,000円です。また、再試験料は証紙により納めて下さい。

4. 補充考査について

補充考査とは、薬学部の1年生から3年生並びに5年生の期末試験が合格点に達していない者を対象として、次のように改めて学力の測定、評価を行うものです。

- (1) 原則として1回に限ります。
- (2) 以下のいずれかの条件を満たさなければなりません。
 - 科目担当者が行う指導を受けること。
 - 科目担当者が指定した課題を提出すること。
 - 科目担当者が指定したコマ数の補講を受講すること。
- (3) 補充考査は、科目担当者の掲示により実施します。

5. レポートについて

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学習効果があると判断した場合、試験に代えてレポートを課します。

成績

1. 成績評価について

成績は、秀・優・良・可・不可の5段階に分けられます。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点数	評価	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

2. GPA制度について【平成23（2011）年度以降入学者対象】

(1) GPA (Grade Point Average) とは

もともとアメリカで一般的に行われている成績評価方法で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法

成績評価の秀、優、良、可、不可にそれぞれ4、3、2、1、0の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。

【計算例】

「科学技術演習Ⅰ」（2単位）優3（GP）

「基礎数学Ⅰ」（1単位）秀4（GP）

$$((3 \times 2) + (4 \times 1)) \div (2 + 1) = 3.3$$

G	単	G	単	単	G
P	位	P	位	位	P
①	①	②	②	①	②
				①	A

(3) 本学におけるGPAのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。

- 卒業に関わるすべての履修科目（全学共通教育科目と専門教育科目）を対象とする。
- 資格関連科目等は含めない。（但し、学科の専門教育科目になっているものは除く。）
- 認定科目は含めない。（単位互換による他大学の単位等）
- 不合格科目も計算の対象となる。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がる。）

(4) GPAの利用

- 奨学金貸与基準
- 成績優秀者表彰基準
- 修学支援及び履修指導

GPAの詳細については、教務グループに問合せ下さい。

3. 成績表・卒業合否通知について

進級、卒業の合否は、それぞれ学年末の判定会議で決定されます。成績表は年度末に保証人宛に郵送し、学年始めのガイダンスにて学生本人に配付します。

また、卒業合格通知は、3月上旬頃に保証人宛に郵送し、学生本人には2月末に学内掲示にてお知らせします。

進級と卒業

本学には、すべての学年への進級および卒業の可否を判定する制度があります。休学した場合または進級判定、卒業判定で不合格となった場合は留年となります。

なお、留年となった場合、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、入学年度の「履修の手引」どおりです。

以下に学年別に要点をまとめてありますので、よく読んで履修して下さい。

1. 進級判定について

薬学部ではすべての学年への進級のための進級判定があり、次の基準によります。

(1) 4年生までの各学年への進級判定

1. 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。
2. 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。
3. 同一学年における在学年数が2年以内であること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
4. 各学年の終了までに、各学年で必要な学費を全額納入していること。

※進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。

(2) 4年生から5年生への進級判定

1. 4年生までの必修科目118単位をすべて修得していること。
2. 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。
3. 4年生における在学年数が2年以内であること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
4. 4年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※5年生への進級判定不合格者は留年となり、5年生以上に配当された科目の履修はできません。

(3) 5年生から6年生への進級判定

1. 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし、特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除きます。
2. 5年生における在学年数が2年以内であること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
3. 5年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※6年生に進級合格した者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

2. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 6年以上12年以内在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること。(単位数の内訳は、「8.6 卒業要件と授業科目」を参照して下さい)
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※ 卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講

他学部、他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

〔認可基準〕

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

- ① 自分の学年または自分より下の学年に担当された科目であること。
- ② 教育設備に余裕があること。
- ③ 受講する能力があると認められること。
- ④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
- ⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

〔受講手続〕

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務グループにある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、講義を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務グループにある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2. 休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、教務グループに問い合わせてください。

薬学部のカリキュラム

1. 薬学部の教育目標

薬学部では、本学の教育理念たる全人格的教育を念頭に置き、幅広い教養と充実した心身を備えたうえに、高度な薬学専門知識を兼ね備え、医薬品の適正使用から患者への的確な服薬指導まで十分な対応ができる薬の専門家を育成します。さらに、テーラーメイド医療時代にチーム医療の中で貢献できるいわゆる「問題発見能力と問題解決能力のある質の高い薬剤師」と共に、医療の心を理解できる薬学研究者を育成することを目標とします。

2. 薬学部の学位

薬学部では、6年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は12年を超過できません。

薬学部の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学士の学位
薬 学 科	学士（薬学）

3. 薬学部の目標達成に向けて

薬学部では目標で掲げた内容の達成のために、以下のような点に主眼を置いて教育します。

(1) 自ら積極的に学ぶ態度の養成

何のために薬学を学ぶのか、どう学ぶのか、また卒業後はどのような薬剤師になって、どのようにして社会に貢献していくのかをしっかりと意識し、卒業までの6年間を通じて自ら積極的に学ぶ態度を身につけます。

(2) 人間性あふれるコミュニケーション能力を養う教養教育

患者とのコミュニケーションが重視され、医療チームの一員としての役割が期待されている新しい時代の薬剤師に必要な知識や技能を広く身につけます。

(3) 専門教育

物理系薬学、化学系薬学、生物学系薬学、健康と環境、薬と疾病、薬学と社会等の最先端の質の高い薬学専門教育を実施します。

(4) ファーマドリル

2年次から6年次まで、各年次の学修内容の定着を図るために総合的な反復演習を行います。

(5) 卒業研究による問題解決能力と持続的自己啓発の態度と養成

5年次から6年次前期にかけて実施される「卒業研究」により問題発見能力と問題解決能力を養成します。

(6) 実務教育

いわき市を中心とする福島県浜通りの病院と薬局の協力を得て「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した実務実習教育を行います。

4. 薬学部薬学科の3つのポリシー

薬学部	
薬学科	
ディプロマポリシー (学位授与方針)	<p>明星学苑の校訓「健康、真面目、努力」のもと、豊かな人間性と倫理観をもち、確かな薬学の知識と技能を身につけた“多くの人から感謝される地域のくすりの専門家”を育成することを目的とします。この目的を達成するために、以下のような学士力を持った人材を育成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬学の専門技術の裏づけとなる十分な知識を身につけ、薬学分野における問題探求と基本的な問題解決ができる。(知識・理解) (2) 医療現場で多面的に物事を評価することができる。(思考・判断) (3) 患者さんや医療関係者などと円滑なコミュニケーションをとることができる。(技能・表現) (4) 地域の医療に貢献するために、薬学分野の基本的な技術を実践できる。(技能・表現) (5) 生涯学習が求められている社会において、持続可能な自主的学習ができる。(関心・意欲・態度) (6) 薬剤師の社会的義務を説明でき、医療の担い手としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。(関心・意欲・態度)
カリキュラムポリシー (教育課程の編成・実施方針)	<p>以下の示すホップ、ステップ、ジャンプの三段階に区分した一貫教育を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ホップ（1・2年次） 手厚い初年次教育や補習教育により速やかな大学教育への導入を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・薬学教育において重要な化学の基礎学力補強のための「クラムスクール（学内塾）化学」の開講 [DP (1) に対応] ・生徒から学生への意識改革のための「フレッシュャーズ・セミナー」の開講 [DP (1)・(3)・(5) に対応] ・薬剤師の職能の理解と動機づけのための「薬と仕事」の開講 [DP (6) に対応] ・自然科学系科目における技能・態度を高めるために、少人数により基礎実習の実施 [DP (4) に対応] (2) ステップ（2・3・4年次） 専任教員による徹底したきめ細やかな指導により、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿った専門知識・技能を修得するとともに、主体的学習力を身につけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・生命科学と薬品化学を基盤とした医療指向の「薬学専門講義」と「実習」の実施 [DP (1)・(4) に対応] ・ヒューマニズム教育のための「イグナイト教育ステップ2 A・3 A・3 B」、「医療心理学」、「医療倫理学」、「ボランティア社会論」、「ファーマシューティカルケア」の開講 [DP (6) に対応] <p>さらに本学が人文学部と科学技術学部を擁する総合大学であるという利点を生かし、「臨床心理学」、「情報処理学」など他学部のエキスパートによる充実した指導を受けることができます。</p> (3) ジャンプ（5・6年次） 地域の病院や薬局の協力のもとに、経験豊かな実務家教員の指導により医療現場で役立つ総合力を養います。同時に、薬剤師国家試験に合格できるための知識と判断力の定着を想起・解釈・問題解決のすべてのレベルで図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・実践力養成のための「プレ実務実習」、「病院実習」、「薬局実習」の実施 [DP (2)・(3)・(4)・(6) に対応] ・薬剤師国家試験対策のための「ファーマドリルファイナル」の実施と個別指導の徹底 [DP (1)・(5) に対応]
アドミッションポリシー (入学者受入方針)	<p>ディプロマポリシーを達成するために、以下のような人の入学を希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師になりたい人 (2) 病院や薬局でチーム医療や地域医療に貢献したい人 (3) 思いやりと協調性を持って他人と接することができる人 (4) 薬学を学ぶにあたって、化学、生物、物理、数学および英語の基礎的能力を身につけている人

5. 全学共通教育科目について

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず、大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることを目的とする科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目の三つに分かれています。薬学部では、29単位が必修、10単位が選択科目で合計39単位以上を履修します。

【全学共通教育科目の種類】

基礎科目

薬学部では、1年生で英語4単位、2年生で英語2単位が必修となっています。さらに、上級英語や英語以外の外国語を履修したい学生のために、選択外国語科目として、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語、韓国語が開設されています。初習の外国語は1、2の順に履修して下さい。なお、英語については中級、準上級、上級クラスも開設されています。

外国人留学生は、1年生の必修英語に替えて、日本語8単位を修得して下さい。その際、1年生の必修英語は選択科目となります。

また、薬学を学ぶ上で必須となる数理基礎科目として、数学入門、数学基礎1・2、物理学基礎1・2、化学基礎1・2、生物学基礎1・2も選択科目として開設されています。

教養科目

教養科目には、「薬学を学ぶ目的と方法」、「数理・情報系」、「自然科学系」、「人文・社会科学系」「科学技術系」「外国語コミュニケーション系」の各分野にわたる科目群があります。必修科目が含まれる分野は、以下のとおりです。

「薬学を学ぶ目的と方法」：イグナイト教育ステップ1A（フレッシューズセミナー）、イグナイト教育ステップ1B（薬と仕事1）、イグナイト教育ステップ2B（薬と仕事2）

「数理・情報系」：数学、コンピュータリテラシー

「自然科学系」：物理学、化学1・2A・2B、生物学1・2、自然科学実習入門

この他にも多数の教養科目が開設されています。

健康・スポーツ科目

1年生では、「健康・スポーツ科学概論」(2単位)と「健康・スポーツ科学演習1,2」(各1単位)が必修となっています。

さらに健康・スポーツ科目を履修したい学生のために、多数の種目から1つを選べる「選択・スポーツI,II」が選択科目として開設されています。選択科目は全学年で履修できます。

6. 卒業要件と授業科目

P.20～P.21に、専門教育科目および全学共通教育科目の一覧を掲載しています。卒業に必要な履修単位の80%は必修に当てられています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけて下さい。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修して下さい。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な専門教育科目および全学共通教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

卒業要件は186単位で、全学共通教育科目が39単位、専門教育科目が147単位です。

			必 修	選 択
全学共通教育科目	基礎科目	外国語	6	—
		リメディアル	—	} 10
	教養科目		19	
	健康・スポーツ科目		4	
専門教育科目	専門教育		129 ^{※1}	18 ^{※2}
合 計			158	28
卒業要件単位数			186	

※1) 卒業研究Aまたは卒業研究Bのどちらかを必ず選択すること。

※2) 要説7科目およびファーマドリル5から8単位以上選択すること。

部門	専 門 教 育 科 目				全 学 共 通 教 育 科 目					
	必 修 科 目		選 択 科 目		必 修 科 目					
卒業に 必要な 単位数	129 単位				18 単位以上					
	基 礎		教 養		6 単位		19 単位			
学年	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数		
1	無機化学 薬の基原	1 1				英語 A1 英語 A2 英語 B1 英語 B2	1 1 1 1	数学 物理学 化学 1 化学 2 A 化学 2 B 生物学 1 生物学 2 コンピュータリテラシー イグナイト教育ステップ1 A イグナイト教育ステップ1 B 自然科学実習入門	2 2 2 1 1 1 2 1 3 1 2	
2	物理化学 1 物理化学 2 薬品分析学 1 薬品分析学 2 有機化学 1 有機化学 2 有機化学 3 生薬学 漢方医薬学 解剖学 生理学 1 生理学 2 生化学 1 生化学 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	微生物学 免疫学 薬理学 1 病態・臨床検査学 化学療法学 1 薬局方概論 イグナイト教育ステップ2 A 物理系実習 化学系実習 生物系実習 ファーマドリスステップ 1	1 1 1 1 1 1 1 2 3 2 2	化学結合論	1	英語 C1 英語 C2	1 1	イグナイト教育ステップ2 B	1
3	物理化学 3 有機化学 4 医薬品化学 1 生物有機化学 細胞分子生物学 病態分子生物学 衛生化学 環境衛生学 公衆衛生学 薬理学 2 薬理学 3 病態・薬物治療学 1 病態・薬物治療学 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2	化学療法学 2 生物薬剤学 物理薬剤学 臨床免疫学 イグナイト教育ステップ3 医療心理学 薬学英語入門 治療系実習 衛生系実習 ファーマドリスステップ2	1 1 1 1 2 1 2 2 2	植物薬品化学 放射薬品学	1 1				
4	医薬品化学 2 薬品安全性学 臨床栄養学 薬理学 4 医薬品開発概論 病態・薬物治療学 3 臨床薬物動態学 製剤学 臨床薬学 1 臨床薬学 2 医薬品情報学	1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1	薬事関係法規 薬事関係制度 ファーマシューティカルケア 臨床統計学 薬学英語 調剤系実習 プレ実務実習 ファーマドリスステップ3 ファーマドリスステップ4	1 1 2 1 2 4 2 2	臨床生理学 臨床血液学 生物構造薬学 香粧品学 漢方治療学 アンチエイジングと終末期医療 向精神薬論 地域・在宅医療 看護学 食品と健康 救急・中毒学	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
5	病院実習 薬局実習	10 10	卒業研究 A (5 後) (★1) 卒業研究 B (5 後) (★1)	- -	クリニカルケーススタディ ファーマドリスステップ5 (★2)	2 2				
6	ファーマドリスファイナル	10	卒業研究 A (6 前) (★1) 卒業研究 B (6 前) (★1)	10 10	物理系薬学要説 (★2) 化学系薬学要説 (★2) 生物系薬学要説 (★2) 健康と環境要説 (★2) 薬と疾病要説 (★2) 医薬品創製要説 (★2) 薬学と社会要説 (★2) 薬物治療特論 MR実践論	1 1 1 1 1 1 1 1 1				
開 設 単 位 数				129		27	6		19	

☆ : 専門教育科目の必修科目

☆ : 全学共通教育科目の必修科目

☆ : 全学年で履修できる全学共通教育科目の選択科目

☆ ★1 : 卒業研究 A または卒業研究 B は選択必修科目であり、どちらかを必ず履修しなければなりません。

☆ ★2 : 選択科目の要説 7 科目およびファーマドリスステップ5 から「8 単位」以上選択しなければなりません。

☆ 在籍学年より上位学年の科目は履修できません。

☆ 再履修を含め、在籍学年より下位学年の科目は履修できます。

全 学 共 通 教 育 科 目							合計
必修科目	選 択 科 目						186 単位 以上
健康スポーツ	基礎 (リメディアル)	教 養			健康スポーツ		
4単位	10 単位以上						
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
健康・スポーツ科学概論	2	数学入門	1	外国語コミュニケーション		人間文化分野	
健康・スポーツ科学演習 1	1	数学基礎 1	1	中国語 1	2	哲学基礎論	2
健康・スポーツ科学演習 2	1	数学基礎 2	1	中国語 2	2	現代倫理学	2
		物理学基礎 1	1	ドイツ語 1	2	東洋思想	2
		物理学基礎 2	1	ドイツ語 2	2	日本史概説 I	2
		化学基礎 1	1	スペイン語 1	2	日本史概説 II	2
		化学基礎 2	1	スペイン語 2	2	世界史 I	2
		生物学基礎 1	1	フランス語 1	2	世界史 II	2
		生物学基礎 2	1	フランス語 2	2	心の科学 I	2
				韓国語 1	2	心の科学 II	2
				韓国語 2	2	シネマ・リテラシー I	2
						シネマ・リテラシー II	2
						文学の世界 I	2
						文学の世界 II	2
						生活社会分野	
				英語中級 1	2	憲法	2
				英語中級 2	2	教養法学	2
				英語準上級 1	2	社会学	2
				英語準上級 2	2	共生社会学	2
						政治学概論 I	2
						政治学概論 II	2
						現代日本の国民生活と経済	2
						経営とモチベーション	2
						教育とは何か I	2
						教育とは何か II	2
						情報化社会と知的財産	2
						図書館の仕事	2
						災害ボランティア演習 I	2
						災害ボランティア演習 II	2
						自然科学分野	
						地球の科学	2
						自然科学概論	2
						生命科学概論	2
						科学技術史	2
						工学倫理	2
						健康と薬	2
						現代の科学技術	2
						教養ゼミ	
						教養ゼミ I	2
						教養ゼミ II	2
						災害からの復興	2
	4		9		32		74

進級判定基準があります。

詳細は 14 ページを参照して下さい。

いわき明星大学学則

〔 昭62年4月1日 〕
制 定

第1章 目 的

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与することを目的とする。

第2章 学部、学科及び付属機関

第2条 本学に次の学部を置く。

- (1) 科学技術学部
- (2) 人文学部
- (3) 薬学部

2 本学に大学院を置く。

- (1) 大学院の学則は別に定める。

第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。

- (1) 科学技術学部
科学技術学科
- (2) 人文学部
表現文化学科
現代社会学科
心理学科
- (3) 薬学部
薬学科

第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項のほか、本学に下記の付属教育・研究機関を置く。

- (1) 情報科学教育研究センター
- (2) 産学連携研究センター
- (3) 心理相談センター

3 図書館等付属機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

第5条 科学技術学部及び人文学部の修業年限は4年とする。ただし、在学する年数は8年を超えることができない。

2 薬学部の修業年数は6年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

第6条 省略

第4章 職員組織

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、研究助手、技術職員及び事務職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じて客員教授、客員研究員、非常勤の講師、臨時職員等を置くことができる。

3 前第1項、第2項のほか、本学に学部長、学科主任、図書館長、付属教育・研究機関長、学生部長及び事務局長を置く。

4 前項のほか、必要と認めるとき、副学長、副学部長、副教育・研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

第8条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。

3 大学評議会は下記に掲げる大学評議員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 各学部長
- (4) 大学院各研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学部所属教授各2名

4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。

5 学長が必要と認めるとき、大学評議会に各種の委員会を置くことができる。各種委員会の組織、運営については別に定める。

6 大学評議会の運営については別に定める。

第9条 大学評議会は、下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的重要事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第6章 学部教授会等

第10条 本学各学部には教授会を置く。教授会は当該学部に関わる第11条に掲げる事項を審議する。

2 教授会は、当該学部には所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。但し、学則第11条第8号の審議に当たっては、別に定める。

3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

4 教授会は、必要があると認めるとき各種の委員会を置くことができる。

5 教授会の運営については、別に定める。

第11条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教育課程、授業及び試験に関する事項
- (3) 入学・卒業等に関する事項
- (4) 教職課程に関する事項
- (5) 休学・退学に関する事項
- (6) 学生補導、賞罰に関する事項
- (7) 学則及び教則に関する事項
- (8) 教員の人事に関する事項
- (9) 学部長候補の選考に関する事項
- (10) 当該学部の教育研究予算に関する事項
- (11) その他教授会が必要と認める事項

第12条 教授会が必要と認めるとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代表委員会の審議事項は、教授会が定める。

4 代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条 本学に、大学全体の運営に関わる事項を連絡調整するため学部長会を置く。

2 学部長会は、学長、学部長、大学院研究科長、学生部長及び事務局長をもって組織する。

3 前項のほか、学長が必要と認めるとき、他の教職員を加えることができる。

4 学部に、学部全体の運営に関する事項を連絡調整するため学科主任会を置く。

5 学科主任会は、学部長及び学科主任をもって組織する。

6 学部長が必要と認めるとき、学科主任会に他の教職員を加えることができる。

7 学部長会及び学科主任会の運営については別に定める。

第13条の2 学長が必要と認めるとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の二学期とする。

前学期 4月1日から 9月21日まで
後学期 9月22日から 翌年3月31日まで

第16条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学苑創立記念日 5月20日
- (4) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から 9月21日まで
- (6) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は休業日に講義、実験、演習をさせることができる。

第8章 授業科目及び単位

第17条 授業科目は全学共通教育科目（教養科目、基礎科目、健康・スポーツ科目）、専門教育科目、その他資格関連科目とする。

2 前項の授業科目及び単位数は別表のとおりである。

第18条 前条の授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第9章 履修方法

- 第20条 全学共通教育科目（教養科目、基礎科目、健康・スポーツ科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。ただし、全学共通教育科目以外の科目を別に定める規定により振り替えて履修することができる。
- 第21条 教養科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、16単位以上修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、27単位以上修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、必修及び選択必修を含め29単位以上修得しなければならない。
- 2 前項の単位には、基礎科目の選択科目および健康・スポーツ科目の選択科目を含めることができる。
- 第22条 基礎科目については、別表第2(2)に開設する授業科目のうち、次に示す単位を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、1から2年次に英語4単位修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、1から2年次に7単位修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、1から2年次に英語6単位修得しなければならない。
 - (4) 外国人留学生においては、英語の代わりに各学部で示された単位数分の日本語を修得しなければならない。
- 第23条 健康・スポーツ科目については、別表第2(3)に開設する授業科目のうち講義2単位及び演習2単位の合計4単位を修得しなければならない。
- 第24条 専門教育科目については、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 科学技術学部においては、別表第3科学技術学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて100単位以上を修得しなければならない。
 - (2) 人文学部においては、別表第4人文学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて86単位以上を修得しなければならない。
 - (3) 薬学部においては、別表第5薬学部開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて147単位以上を修得しなければならない。
- 2 別に定める規定により、一部の科目を当該学科の専門教育以外の科目で振り替えることができる。
- 第25条 教員免許状を受けようとするものは、別表第6に関する教職課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。本学各学部学科で授与の所要資格を得させることのできる免許状は次のとおりである。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
科学技術学部	科学技術学科	理科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		国語	中学校教諭一種免許状
人文学部	表現文化学科	英語	高等学校教諭一種免許状
		社会	中学校教諭一種免許状
	現代社会学科	地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
	心理学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状

- 2 社会教育主事の資格を受けようとする者は、別表第7に関する社会教育主事関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 3 図書館司書の資格を受けようとする者は、別表第8に関する図書館司書関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 4 学校図書館司書教諭の資格を受けようとする者は、別表第9に関する学校図書館司書教諭関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 5 学芸員の資格を受けようとする者は、別表第10に関する学芸員関連科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 6 その他の資格を受けようとする者は、別表第10に関するその他資格関連科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 第26条 卒業研究については、予め指導教授の指示により、学科主任の承認を得て題目を決定し、最終学年次の各学科指定期日までに提出しなければならない。
- 第27条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目及び他学科、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を受けなければならない。
- 第28条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
- 第29条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
- 第30条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は特に考慮されることがある。
- 第31条 病気その他やむを得ない事情で試験を受ける事ができなかった者は、追試験を受けることができる。
- 2 前項により追試験を願ひ出る学生は、指定された期間内に追試験

申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。

- 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第13に定めるとおりとする。
- 第32条 各授業科目の試験成績は、秀、優、良、可、不可の評価で表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 第33条 別表第12の進級基準に示す通り、各年次に課せられた科目及び単位数を修得することを原則とする。

第10章 卒業の要件及び学位の授与

- 第34条 本大学を卒業するには、科学技術学部及び人文学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第20条から第24条の規定に従い、所定の単位数以上を修得しなければならない。
- 2 前項の条件をみたした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

科学技術学部	科学技術学科	学士(理工学)
人文学部	表現文化学科	学士(文学)
	現代社会学科	学士(社会学)
薬学部	心理学科	学士(心理学)
	薬学	学士(薬学)

第11章 入学、転学、転科、転部、休学、退学及び除籍

- 第35条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。
- 第36条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。
- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 中等教育学校を卒業した者
 - (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣に指定した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 入学は選考の上これを許可する。
- 第37条 本学に入学しようとする者は、入学願書、写真、調査書又は認定試験合格証明書に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 第38条 入学の許可を得た者は別に定める様式による在学誓約証書に卒業証明書及び規定の入学金を添え保証人連署の上提出しなければならない。
- 第39条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とし、保証人はその学生に係る一切の事項について連帯の責任を負わなければならない。
- 第40条 他大学等から本学に転学を希望する者については、欠員ある場合選考によって許可することができる。ただし、その時期は学期始めを原則とする。
- 2 転入学を許可された者の本学入学の諸手続は第38条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。
 - 3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。
- 第41条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該単位を本学において修得したものとして認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 2 前項による単位の認定は、教養科目、健康・スポーツ科目又は基礎科目の単位とし、30単位を超えない範囲で行うものとする。
 - 3 この規定に定める認定に関し必要な事項は別に定める。
- 第42条 本学在学中で、他学部への転部、他学科への転科を志願する者がある時は、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。
- 第43条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上休学できない者は医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を受けなければならない。
- 2 休学は当該学年限りとする。引き続き休学を要する者は許可を受け更に1年に限り休学を延長することができる。
 - 3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
 - 4 休学期間は在学年数に算入しない。
 - 5 休学した者で、休学の事由が消滅したときは保証人と連署の上、復学願を提出し、許可を受けて学期のはじめに復学することができる。
- 第44条 前条第1項により休学を許可された者は（以下「休学者」という。）は、別表第11に定める在籍料を納めなければならない。
- 第45条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、その理由を添えて保証人と連署の上、願ひ出で許可を受けなければならない。

- 第46条 欠席者はその事由を添えて届け出なければならない。病気のため欠席1週間に及ぶ場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 第47条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。
- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
 - (2) 授業料等の学費を滞納し催告しても納入しない者
- 2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を添えて当該年度末までに復籍願を提出しなければならない。

第12章 学 費

- 第48条 学費は、授業料、入学金、施設拡充費及び入学検定料等は別表第11により定める。
- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。
 - 3 授業料、施設拡充費及び諸会費は4月及び10月の2期に分けて納めることができる。
 - 4 聴講生は、別表第11による登録料及び聴講料を納入しなければならない。
 - 5 研究生は別に定める研修指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納入しなければならない。
 - 6 科目等履修生は別に定める登録料及び授業料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納入しなければならない。
 - 7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。
- 第49条 授業料を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。
- 第50条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、授業料を貸与することができる。

第13章 賞 罰

- 第51条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者は表彰することができる。
- 第52条 本学学生にして本分に悖つた行為があった場合はその軽重に従い譴責、又は停学処分が付される。
- 第53条 次の各号の1に該当する者は退学せしめる。
- (1) 品行不良で改善の見込がないと認められた者
 - (2) 学業成績劣等若しくは身体虚弱で、成業の見込がないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席しない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生として在学させることができないと認められた者

第14章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

- 第54条 大学における授業科目の一部を選択履修しようとする者は選考の上、委託生、聴講生、及び科目等履修生として入学を許可することができる。
- 第55条 聴講生、及び科目等履修生として入学を志願するものは所定の出願書類に聴講又は履修しようとする授業科目を記載して学期の始めに願出するものとする。
- 第56条 聴講生は履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。
- 2 聴講生は1年間に30単位を超えて聴講することはできない。
 - 3 科目等履修生は履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は、30単位以内において単位を認定することができる。
- 第57条 外国人で入学しようとする者は、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。
- 第58条 委託生、及び外国人学生に関する規定は別に定める。

第15章 研 究 生

- 第59条 本学において研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として在籍を許可することができる。
- 2 研究生として在学できる期間は1年間とする。
- 第60条 研究生として在籍することのできる者は次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 前号と同等以上の学力があると認められた者
- 第61条 特別の規定がない限り、本学則の規定は、研究生にこれを準用する。

第16章 公 開 講 座

- 第62条 本学に公開講座を開設することができる。
- 第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。
- 第64条 削除

第17章 自己点検・評価等

- 第65条 本学学部に関する自己点検・評価については、本学自己評価委員会の規定の定めるところによる。
- 第65条の2 本学学部に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第18章 補 則

- 第67条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

- 附則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則
- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
 - 2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
理 工 学 部	基 礎 理 学 科	60人
	物 性 学 科	60人
	電 子 工 学 科	120人
	機 械 工 学 科	120人
人 文 学 部	日 本 文 学 科	90人
	英 米 文 学 科	90人
	社 会 学 科	90人
合 計		630人

- 3 第25条第1項の人文学部社会科学の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会科学入学生に対しても適用するものとする。

- 附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に対しても適用する。
- 附則 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	理 工 学 部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人 文 学 部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合 計		609人	588人	567人	546人	525人

- 附則
- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。
 - 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学の存続に関する経過処置]
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	理 工 学 部	環 境 理 学 科	105人	98人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機 械 工 学 科	97人	91人	85人

学部学科		年度		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
人文学部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合 計		588人	567人	546人

附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15以前の入学生についても適用する。また、別表第11（学費）の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。

附則

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。

2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置]

環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規程にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命研究学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学者にも適用する。

附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。

2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置]

生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第3条の規程にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第32条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項第3号、第24条第1項第3号及び別表第5については、平成25年度入学生から適用する。また、別表第13の評価基準については、平成25年度から適用する。

※別表は省略

いわき明星大学大学院学則

〔平成4年4月1日〕
制 定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本大学院は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部
に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な
学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研
究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につと
め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類文化の
発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。
理工学研究科
人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

理工学研究科	修士課程	物質理学専攻 物理工学専攻
	博士課程	物質理工学専攻
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻 英米文学専攻 社会学専攻 臨床心理学専攻
		博士課程

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上
の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ケ年とする。
本大学院修士課程に4ケ年を超えて在学することはできない。
本大学院各研究科博士課程の修業年限は3ケ年とする。
本大学院博士課程に6ケ年を超えて在学することはできない。

(収 容 定 員)

第5条 省略

第2章 教員組織

(教 員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- 研究科長
- 研究科専攻主任及び専攻副主任
- 研究科委員会の議を経て学長が委嘱する教授、准教授、講師、助教、客員教授

第3章 研究科委員会

(組 織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科
委員会をおく。
2 研究科委員会は、各研究科担当の専任の教授、准教授、講師、助教
を以て組織する。
3 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。
4 研究科の運営については、別に定める。

(審 議 事 項)

第8条 研究科委員会は、下記に掲げる事項を審議する。

- 研究科の研究・教育に関する事項
- 研究科の教育課程、授業及び試験に関する事項
- 修士及び博士の学位論文の審査に関する事項
- 修士及び博士の学位の授与に関する事項
- 大学院生の入学、退学、休学に関する事項
- 大学院生の厚生補導及びその身分に関する事項
- 研究科長の選考に関する事項
- 研究科担当教員の人事に関する事項
- 大学院学則に関する事項
- その他必要と認められる事項

(連合委員会)

第9条 学長が必要と認めるとき、連合の研究科委員会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価委員会
の規定の定めるところによる。
第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びス
タッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の
規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第12条 学年を分けて、前学期(自4月1日、至9月21日)、後学期(自9
月22日、至翌年3月31日)とする。

(休 日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

- 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 創立記念日 5月20日
 - 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
 - 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで
 - 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、
又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の理工学研究科、人文学研究科各専攻修士課程の授業科
目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

(履 修 要 件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を
履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目の申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、
所定の期日までに、大学院事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ当該研究科委員会が認める場合は、所
定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修さ
せることができる。

- 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると
当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該他の大学と協議の
上、授業科目の履修及び研究指導を受けることができる。
- 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学するこ
とが教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじ
め当該外国の大学等と協議の上、留学することができる。
- 留学の期間は、一年に限り在学年数に算入することができる。
- 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院におい
て修得した単位及び修学の成果とみなす。
- 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことが
できる単位数は10単位までとする。

(教 職 課 程)

第18条 本大学院修士課程において、教育職員免許状(各種専修免許状)を
取得しようとする者は、各研究科担当の関係科目の中から教育職員免
許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。
ただし、各種教諭一種免許状の取得資格を有するものに限る。

(免許状の種類)

第19条 本大学院修士課程において、取得できる教育職員免許状の種類は、
次のとおりである。

- 理工学研究科
物質理学専攻 中学校教諭専修免許状(理科)
高等学校教諭専修免許状(理科)
- 物理工学専攻 高等学校教諭専修免許状(工業)
- 人文学研究科
日本文学専攻 中学校教諭専修免許状(国語)
高等学校教諭専修免許状(国語)
- 英米文学専攻 中学校教諭専修免許状(英語)
高等学校教諭専修免許状(英語)
- 社会学専攻 中学校教諭専修免許状(社会)
高等学校教諭専修免許状(公民)

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第20条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あ
るいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第21条 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評価で表わし、秀、優、良、
可を合格とし、不可を不合格とする。

(論文提出と研究計画の承認)

第22条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその
研究計画書を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第23条 修士及び博士の学位論文は、正副2部作成し、当該指導教授を通じ
て研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

第24条 修士及び博士の学位論文は、在学期間中に提出せしめ、又審査を終
了するものとする。

(論文の審査)

第25条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査委員会がこれにあたる。

(審査の報告)

第26条 審査委員会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

(最終試験)

第27条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

第28条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、当該研究科委員会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

第29条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士課程を修了するためには、3年以上在学して、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものと研究科委員会において認められた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

第30条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学学位規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者
 - (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者
 - (4) 本大学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者
- 2 本大学院の博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
- (3) 本大学において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

第33条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身学校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
 - (4) 最近撮影の写真
 - (5) 健康診断書
 - (6) その他大学が必要と認めた書類
- 2 本大学院の博士課程に入学を志願する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) 健康診断書
- (6) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

第34条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人、副保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第36条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第37条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1ケ年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ケ年をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終了ときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第38条 前条第1項により休学を許可された者は(以下「休学者」という)は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第39条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第40条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 所定の学費を納入しない者
- (3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
- (4) 博士課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

第41条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第44条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学費

(学費)

第42条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費は、4月及び10月の2期に分けて納めることができる。

4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。

5 博士課程に3年以上在学し、学位論文を作成するために引き続き在学する者は、学位論文留年生と称し、別表第3に定める学位論文指導料を納めなければならない。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者が、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第11章 賞罰

(表彰)

第43条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰則)

第44条 本大学院学生にして、学生の本分に悖る行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍処分が付される。

- 2 下記の各号の1に該当する者は退学せしめる。
 - (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業成績劣等もしくは身体虚弱で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生として在学させることができないと認められた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委託生)

第45条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することができる。

(聴講生)

第46条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聴講を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第47条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は収容定員外とすることができる。

第48条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 本学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附則 本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)

に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）は平成15年度以前の入学生についても適用する。

附則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第21条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

※別表は省略

いわき明星大学学位規程

（平成4年4月1日）
制 定

（趣 旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、いわき明星大学（以下「本学」という。）において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、次の通りとする。

（1）学士の学位

学 部	学 科	学 位
科学技術学部	科学技術学科	学士（理工学）
人文学部	表現文化学科	学士（文学）
	現代社会科学	学士（社会学）
	心理学科	学士（心理学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）

（2）修士の学位

研究科	専 攻	学 位
理工学研究科	物質理学専攻	修士（物質理学）
	物理工学専攻	修士（物理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	修士（日本文学）
	英米文学専攻	修士（英米文学）
	社会学専攻	修士（社会学）
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

（3）博士の学位

研究科	専 攻	学 位
理工学研究科	物質理学専攻	博士（理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	博士（日本文学）

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、いわき明星大学学則（昭和62年4月1日）に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、いわき明星大学大学院学則（平成4年4月1日。以下「大学院学則」という。）に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士課程を修了したと認められた者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

3 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の必要な研究指導を受けて退学した者は、退学後3年以内であれば、博士論文を提出することができる。

（論文の提出）

第6条 修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

2 前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

3 前条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 研究科長は、第1項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科委員会の審査に付さなければならない。

5 学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。

（論文の審査）

第7条 論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれに当たる。

2 審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員3人以上の委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。

5 審査に当たっては、第5条第2項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。

6 審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

（最終試験）

第8条 最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関

連ある専攻の授業科目及び1箇国以上の外国語について、口答又は筆記試験によって行う。

（審査及び最終試験期間）

第9条 修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね3箇月以内に修了するものとする。

2 第4条第2項の規定により学位論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に学位論文の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。

（審査の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科委員会に報告するものとする。

（判定）

第11条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の可否を議決する。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第12条 研究科委員会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。

（学位記の授与）

第13条 学長は前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。

（博士論文等の公表）

第14条 研究科委員会は、博士の学位を授与した3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。

4 第2項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（報告）

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

（学位の名称）

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。

（学位の取り消し）

第17条 本大学において学位の授与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。

（1）不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合

（2）名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合

（学位記の再交付）

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

（学位記の様式）

第19条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、学士の学位については、平成3年度卒業生にも適用する。

附則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年11月1日）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

※別記様式は省略

いわき明星大学研究生規程

(趣 旨)

第1条 いわき明星大学学則(昭和62年4月1日、以下「学則」という。)第60条及び61条による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

2 研究生の入学は、学科主任、学部長を経由して主任教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して学長に願出するものとする。

(研究報告)

第7条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経由して、学長に提出するものとする。

(研究証明書)

第8条 研究生には、研究証明書を交付することができる。

(研究生の退学及び除籍)

第9条 研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願出しなければならない。

2 研究生で研究の実があらぬとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、主任教授会の議を経て除籍する。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第11条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

第12条 この規定の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (平成2年4月1日)

この規程は平成2年4月1日から施行する。

附則 (平成24年4月1日)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

いわき明星大学研究生手続要領

1. 出願資格

大学を卒業した者又はいわき明星大学(以下「本学」という。)がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとする者。

2. 出願書類

- (1) 検定料納入票(所定用紙)
- (2) いわき明星大学研究生願書(所定用紙)
- (3) 履歴書(所定用紙、写真を貼ること)
- (4) 出身学校卒業証明書(本学の卒業者は不要とする)
- (5) 可否通知送付用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る)
- (6) 健康診断書
- (7) 所属長の承諾・確約書(在職中の者)
- (8) 外国人の場合は、以上のほか次の書類を必要とする。
 - ① 外国人登録書の写し(在留資格及び在留期間の記載のあるもの)
 - ② 身元保証書(日本在住者のもの)

3. 検 定 料

25,000円 願書受付日に納入すること。

4. 願書受付期間・受付場所

[通年・前学期] 各年、2月1日～2月28日

[後 学 期] 各年、7月1日～7月31日

ただし、外国人、及び研究生規程第5条により特別な事情があると認められた者が、学期の途中に入学する場合はこの限りでない。

受付は教務・学生センター教務グループで、10:00～15:00、土曜日は正午までとする。

5. 選 抜 方 法

原則として書類選考とする。ただし、必要があれば面接を行う。

6. 指導教員(専任講師以上)

指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ることが望ましい。

7. 入学の時期及び期間

入学の時期は学期の始めとする。期間は1ケ年以内とする。

[通 年] 各年、4月1日～翌年3月31日

[前学期] 各年、4月1日～ 9月30日

[後学期] 各年、10月1日～翌年3月31日

ただし、いわき明星大学研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、月始めの1日からとする。

8. 合 格 発 表

合格、不合格とも本人宛てに郵送で通知する。

[通年・前学期] 各年、3月中旬

[後 学 期] 各年、8月中旬

ただし、研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、審査が終了次第通知する。

9. 研究指導料

科学技術学部 200,000円

人文学部 150,000円

薬学部 300,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費(実験・実習費等)は別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研修指導料は2分の1とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項

1. 合格者の手続き

合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研修指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。

提出書類:(1) 研修指導料納入票(所定用紙)
(2) 誓約書(所定用紙、保証人連帯とする)
(3) 本人の住民票原本の写しまたは在留カード
(4) 写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm、裏面に氏名を記入する)

2. そ の 他

研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経て学長に提出するものとする。

いわき明星大学科目等履修生 申込手続要領

1. 科目等履修生となるための資格・受講条件等

- ① 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。なお、教職関連科目については、別途教職課程委員がその任にあたる。
- ② 正科学生に教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
- ③ また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- ④ 受講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 受講期間は1年間とする。

2. 受講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- ① 教務・学生センター教務グループで所定用紙を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務・学生センター教務グループに提出する。
添付書類：
㊦ 履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
㊧ 健康診断書 1通
なお、教職の資格取得を目的とする場合は、希望する免許の種類により、大学（大学院）時代の成績証明書の提出が求められる場合がある。
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務・学生センター教務グループより連絡する。
- ④ 受講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務グループに登録料、受講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、科目等履修生証が交付され受講することができる。

4. 登録料

10,000円

5. 受講料

（1単位につき）10,000円

※ 本学卒業生の場合は半額とする。

6. 休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. その他

教職の資格取得を目的とする場合、原則として教育実習の斡旋は行わない。

- ㊦ 受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務・学生センター教務グループに返還すること。

いわき明星大学聴講生 申込手続要領

1. 聴講生となるための資格・受講条件等

- ① 教養を深めることを目的として聴講希望する者は学歴等の資格を問わない。
但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
- ② 正科学生に教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生として認められる。
- ③ 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。
また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- ④ 聴講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 聴講期間は1年間とする。

2. 聴講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- ① 教務・学生センター教務グループで所定用紙（聴講志願票等）を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務・学生センター教務グループに提出する。
添付書類：履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務・学生センター教務グループより連絡する。
- ④ 聴講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務グループに登録料、聴講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、受講証が交付され受講することができる。

4. 登録料

10,000円

5. 聴講料

（1単位につき）6,250円

6. 休講及びやむを得ない事由により聴講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. 受講科目の単位の認定は行わない。

但し、希望により当該科目の試験を受けることができる。

- ㊦ 受講する際は、必ず受講証を携帯すること。聴講期間の終了後、又は何等かの理由により聴講を中止する時は、直ちに受講証を教務・学生センター教務グループに返還すること。

いわき明星大学転部・転科に関する細則

〔平成23年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この細則は、いわき明星大学学則(昭和62年4月1日)第42条第2項に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。

(定員及び選考)

第2条 学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。

2 転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。

3 選考方法については、志願先の学部でこれを定める。

(出願資格)

第3条 転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。

(出願手続)

第4条 志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。

(転部・転科の許可)

第5条 転部・転科の許可は、志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。

2 転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科主任を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。

3 転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可は無効とする。

(修業年限)

第6条 志願者が転部・転科した際の修業年限は、転部・転科前に在籍した年数を通算する。

(単位の認定)

第7条 志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、いわき明星大学修得単位の認定に関する細則(昭和62年4月1日)を準用する。

(学 費 等)

第8条 第4条に規定する検定料は、学則別表第11に定める。

2 志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。

(改 廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

※別表は省略

再入学に係わる内規

第1条 再入学とは、大学を途中でやむを得ない理由により退学した者が、再び大学に戻る場合を言う。

第2条 再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学後4年を経過している者については学力検査を課すものとする。

第3条 再入学できる課程等は、当該希望者が退学時に所属していた学科等とする。ただし、退学時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第4条 再入学できる学年は、当該希望者が退学時の学年またはそれ以下の学年とする。

第5条 再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第6条 再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうち、その一部又は全部を認める。

第7条 再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人明星学苑
個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）

1 基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人明星学苑（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、児童、生徒、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

2 組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1. 業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2. 個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3. 個人情報管理責任者を各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）及び法人本部に選任し、学校及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4. 関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5. 本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6. 本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3 個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、いわき明星大学では、学生の個人データ管理を十分に行い、学籍簿（学生登録カード）等から入手した個人情報については、本学の研究・教育以外の利用はいたしません。なお、呼出等の掲示については、学籍番号及び氏名を使用します。もし、差し支えのある場合は、管理センター総務グループ（本館事務局2階）まで申し出て下さい。

卒業まで大切に保管しましょう!

1. 「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な、履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
2. 「履修の手引」は、入学時にのみ配付するものです。紛失した場合の再配付はいたしませんので、卒業するまで大切に保管して下さい。
3. 「履修の手引」は、履修ガイダンスおよび教職等諸資格のガイダンス時に、必ず持参して下さい。
4. 「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合は、変更部分のみの資料配付、または掲示等でお知らせします。

再配付しませんので、必ず名前を書きましょう。

学籍番号	Y	1	4		
氏名					

履修の手引（薬学部）

平成26年度入学者用

平成26年（2014年）4月1日 発行

いわき明星大学

〒970-8551

福島県いわき市中央台飯野5-5-1

TEL 0246(29)5111(代)

非売品

